

新特別支援学校幼稚部教育要領

新特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

総則の改善点について

総合教育センター 特別支援・相談課

総則等編(幼稚園・小学部・中学部)

第1編 総説

第1節 改訂の経緯

社会の急速な変化や予測が困難な時代への対応

学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。＝**資質・能力を育てる**

社会に開かれた教育課程 の実現

学習指導要領 の改善

- 1何ができるようになるか
- 2何を学ぶか
- 3どのように学ぶか
- 4一人一人の発達をどのように支援するか
- 5何が身に付いたか
- 6実施するために何が必要か

「カリキュラムマネジメント」 の実現

中央教育審議会答申 H28. 12

- 
- ①インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
 - ②子供の障害の重度・重複化, 多様化
 - ③社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程のあり方

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)

第2節 改訂の基本方針

1 基本方針①～⑤に基づき、幼小中学校教育課程の基準の改善に準じた改善

①基本的な改訂の考え方

ア 「社会に開かれた教育課程」を重視

イ 現行学習指導要領の枠組み等の維持に加え、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。

ウ 特別教科化による道德教育の充実や、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな身体の育成。

②育成を目指す資質・能力の明確化

「生きる力」を具体化し、教育課程全体を通して育成をめざす **三つの柱**

ア 生きて働く「**知識・技能**」の習得(何を理解しているか、何ができるか)

イ 「**思考力・判断力・表現力等**」の育成(理解していること、できることをどう使うか)

ウ 「**学びに向かう力・人間性等**」の涵養(どのように社会とかかわりよりよい人生を送るか)

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)

第2節 改訂の基本方針

1 基本方針①～⑤に基づき、幼小中学校教育課程の基準の改善に準じた改善

③「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた授業改善の推進


アクティブラーニングの視点に立った授業改善(論点整理)

(留意事項)

- ・異なる指導方法の導入にとらえない。
- ・授業方法や技術の改善のみでなく、児童生徒の資質・能力を育むための「主体的・対話的・深い学び」の視点ですすめる。
- ・1回の授業で実現されるものではなく、単元や題材などの内容や時間のまとまりの中で実現を図る。  これからのPoint
- ・深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが大切。 →解説P250
- ・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図る。

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)

第2節 改訂の基本方針

1 基本方針①～⑤に基づき、幼小中学校教育課程の基準の改善に準じた改善

④各学校におけるカリキュラムマネジメントの推進

(求められること)

- ・教科等横断的な学習の充実
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

II

学習の基盤となる資質・能力の育成

現代的な課題に対して求められる資質・能力の育成

教育課程に基づいた、組織的かつ計画的な教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る

Ex 児童生徒、学校、地域の実態把握

教育内容や時間の配分

人的・物的体制の確保、教育課程の改善

個別の指導計画の
評価と改善を
教育課程の評価・改
善につなげる

⑤教育内容の改善事項 言語能力の確実な育成、理数教育の充実、体験活動の充実 伝統、文化に関する教育の充実、外国語教育の充実等

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、最末な事実的知識の暗記が大学入学選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

「教育課程」と「指導計画」の接続

学習指導要領を踏まえて「教育内容」を明確にする段階（核となるカリキュラムの明確化）

達成を目指して

学 校 教 育 目 標

- ・ 育成すべき資質・能力
- ・ めざす児童生徒像の明確化
- ・ 卒業までに身に付けてほしい力の検討

何を

学 習 指 導 要 領 に 示 す 各 教 科 等 の 目 標 ・ 内 容 等

① 指 導 内 容 の 選 択

- ・ 基礎的・基本的な指導内容の明確化
- ・ 指導内容の精選・重点を置くべき指導内容の明確化

② 指 導 内 容 の 組 織

- ・ 発展的、系統的に指導内容を配列・組織
- ・ 各教科等間の指導内容の相互の関連

③ 授 業 時 数 の 配 当

- ・ 各教科等の年間授業時数を定める
- ・ 学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める
- ・ 各教科等の授業の1単位時間を適切に定める

教育内容等を踏まえて「指導計画」を作成する段階（実施するカリキュラムの作成）

どのように

指 導 の 形 態 ご と に 指 導 計 画 の 作 成

① 指導の形態の選択

各教科等別指導、各教科を合わせた指導、各教科等を合わせた指導

② 指導内容の組織、時数の配分

年間計画、学期計画、月・週計画、単元（題材）計画等

③ 時間割の編成

学習グループ、指導体制の検討

④ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)

第2節 改訂の基本方針

2 幼稚園, 小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視

ア 学びの連続性を重視した対応

インクルーシブ教育システムの推進

(ア)「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について → 第8節

基本的な考え方を明確に… 各学校の判断の参考となるようにした

(イ)知的障がい者である子供のための各教科等の目標や内容について★

育成を目指す資質・能力の三つの柱で整理。

各学部, 各段階, また幼稚園や小・中学校との各教科等とのつながりに留意。

イ 一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実★

(ア)視覚障害者, 聴覚障害者, 肢体不自由者及び病弱者である子供たちに対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱いの配慮事項

(イ)発達障がいを含む多様な障害に応じた自立活動の指導の充実

ウ 自立と社会参加に向けた教育の充実

総則等編(幼稚部・小学部・中学部)

第3節 改訂の要点

1 学校教育法施行規則改正の要点

(1)視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

小学部3・4学年に「外国語活動」

小学部5・6学年に「外国語科」 を新設

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第3学年以上の児童に 「外国語活動」を設けることができる★

※特に必要があるときは，合わせて授業を行うことができる(3)

・特別の教科道徳を位置づける改正は，平成30年4月1日から施行

(2)授業時数一第3学年から第6学年で，年間35単位時間増加する。

幼稚園教育要領の改善点

幼稚園教育要領の改訂の要点

(1) 前文の趣旨及び要点

- ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること
- ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと
- ③ 幼稚園教育要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実

(2) 「総則」の改訂の要点

- ① 幼稚園における教育の基本
- ② 幼稚園における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
- ③ 教育課程の役割と編成等
- ④ 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
- ⑤ 特に留意する事項
- ⑥ 幼稚園に係る学校運営上の留意事項

(3) 「ねらい及び内容」の改訂の要点

- ① 領域「健康」
- ② 領域「人間関係」
- ③ 領域「環境」
- ④ 領域「言葉」
- ⑤ 領域「表現」
- ⑥ 自立活動

(4) 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」の改訂の要点

第3節 改訂の要点

2 幼稚園教育要領の改訂の要点

新設

(1)前文の趣旨及び要点

- ①教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること
- ②「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと
幼児期にふさわしい生活をどのように展開するか P39
どのような資質・能力を育むのか P55 社会と連携，協働して実現
- ③幼稚園教育要領をふまえた創意工夫に基づく教育活動の充実

(2)「総則」の改訂の要点

- ①幼稚園における教育の基本 「幼児期の見方・考え方」 P34 追記

“2 環境を通して行う教育” ＝幼児期における教育の基本
幼児期ならではの学び方 P35 が中教審で審議された

※領域別（健康，人間関係，環境，言葉及び表現，自立活動）で資質・能力を示すものではない。

第3節 改訂の要点

2 幼稚園教育要領の改訂の要点

(2)「総則」の改訂の要点

②幼稚園における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 P55

新設

・「知識及び技能の基礎」「思考力, 判断力, 表現力等の基礎」
「学びに向かう力, 人間性等」を一体的に育むよう努める。

・幼児期における資質・能力は, 5領域と自立活動全体によって育む。
※小・中のように教科ごとに資質・能力を示すものではない。

③教育課程の役割と編成等 P69

⇒ **カリキュラムマネジメント**の側面

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること
(教育課程の明確化)
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図る(PDCAサイクルの確立)
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保, 改善を図る

⇒ 「社会に開かれた教育課程」 基本的方針を家庭や地域とも共有 P72

第3節 改訂の要点

2 幼稚部教育要領の改訂の要点

(2)「総則」の改訂の要点

③教育課程の役割と編成等

⇒ 安全上の配慮 P80

新設

“環境の配慮” や “指導の工夫”

⇒ 小学部または小学校教育との接続 P83

新設

幼小中高で育成を目指す資質・能力の三つの柱
「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

➡ これらを材料にした連携

⇒ 全体的な計画の作成 P84

新設

教育課程を中心にした全体的な計画の作成

学校保健計画や学校安全計画など，現在作成しているものの位置づけやつながりを明確にして，学校経営につなげる。幼稚部における生活を自然に見通しができるような計画。

※国として決まった様式を示していないので，各学校に現在あるものにプラスして考える。

第3節 改訂の要点

2 幼稚園教育要領の改訂の要点

(2)「総則」の改訂の要点

④指導計画の作成(留意事項) P96,97

新設

⇒ 幼児の発達に即した主体的・対話的で深い学びとは…
“体験の質”を向上するための授業改善の視点

⇒ 言語活動の充実 P98

新設

思考の過程に言語能力が関連していることを踏まえ、言語環境を整えるとともに、言語活動の充実を図ることが大切。

⇒ 見通しや振り返りの工夫 P100

新設

幼児の学び方、経験のあり方から、見通しを持つこと振り返りの工夫が必要。

情報機器の活用 P102

新設

必要な情報を抜き出したり、論理的な思考の素地になるような体験を積む等直接的な体験をより生かせたり、得がたい体験を補完する。

第3節 改訂の要点

2 幼稚部教育要領の改訂の要点

(2)「総則」の改訂の要点

④幼児理解に基づいた評価 P106

新設

評価の実施

- ・幼児の変容をみるだけでなく、教師自身が幼児理解を深めていくことをあわせて行うことが重要。
- ・評価では、幼児の良さや可能性を把握し、指導の改善に生かす。

評価の妥当性や信頼性の確保

新設

(例) 日々の記録やエピソード、写真など参考となる情報を生かして評価を行う。

⑤特に留意する事項 P109

現行は、知的障害のある幼児として扱われているが、障害の多様化もあり、全体的に幼児の指導に当たっての留意事項になっている。

⑥幼稚部に係る学校運営上の留意事項 P121

- ・学校評価については、カリキュラムマネジメントと関連付けながら実施。
- ・円滑な接続のため、小学部、小学校との交流の機会を積極的に。

第3節 改訂の要点

2 幼稚園教育要領の改訂の要点

(3)ねらい及び内容 P131

新設

- ⇒ **ねらい**は、幼稚園における教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの（ねらいの捉え方）
- ⇒ 内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項
- ⇒ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を指導を行う際に考慮する。
5才になってから指導するべきものではなく、3・4才の活動で十分なのか、他にどんな活動が必要かを考えるときも、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や一人一人の教育的ニーズなどを踏まえて指導する。

(4)教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項の改訂の要点

行う場合は、責任体制や指導体制を整備した上で行うこと。